#### 畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金交付要綱

農林水産事務次官依命通知制定 令和2年1月31日 元食産第4478号

(通則)

第1 農林水産大臣は、畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金実施要綱(令和2年 1月31日付け元食産第4479号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。) に基づいて行う事業に要する経費(以下「交付対象経費」という。)に対し、予算の 範囲内において、事業実施主体(実施要綱第4に規定する事業実施主体をいう。以下 同じ。)に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)、補助金 等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」 という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下 「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する 事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事 務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)及び予算科目に 係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付 に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省 告示第881号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

- 第3 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書に関する事項は別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、事業実施主体は、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長(以下「地方農政局長等」という。)に正副2部を提出しなければならない。
  - 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕 入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消 費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる 部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率 を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、 かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合、 この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等 が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第7 事業実施主体(地方公共団体以外の事業実施主体に限る。2及び3において同じ。) は、補助事業の一部をほかの者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする 実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届け出なければならない。
  - 2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、 一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に 付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をするこ とができる。
  - 3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争若しくは指名競争による入札又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3 号による交付金変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受 けなければならない。
  - (1) 交付金事業の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8に 規定する軽微な変更を除く。
  - (2) 交付金事業(本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
  - (3) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を 変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

#### (事業遅延等の届出)

第10 事業実施主体は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は当該交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに予定の期間内に完了しない理由又は当該交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (概算払請求)

第11 事業実施主体は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、 別記様式第4号の概算払請求書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならな い。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

#### (状況報告)

- 第12 事業実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期の末日現在(第4・四半期を除く。)において別記様式第5号により交付金遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。
  - 2 1に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (実績報告)

- 第13 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、 事業実施主体は、交付金事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は 翌年度の4月10日のいずれか早い日(交付金の全額が概算払により交付された場合は 翌年度の6月10日)までに、地方農政局長等に実績報告書正副2部を提出しなければ ならない。
  - 2 第3第2項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって第3第2項のただし書に該当した事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### (交付金の額の確定等)

- 第 14 地方農政局長等は、第 13 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
  - 2 地方農政局長等は、事業実施主体交付すべき交付金の額を確定した場合において、 既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還 を命ずるものとする。
  - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

### (交付決定の取消等)

- 第15 地方農政局長等は、第8第1項第3号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
  - (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等 の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業実施主体が、交付金を本交付金事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 事業実施主体が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消し に係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部 又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合に おいて、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日

までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項 の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第16 事業実施主体は、交付対象経費(交付金事業を他の団体に実施させた場合における 対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」と いう。)については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって 管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。
  - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第 17 取得財産等のうち令第 13 条第 4 号の規定に基づく農林水産大臣が定める機械及び 重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器 具とする。
  - 2 法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第 5 条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
  - 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

#### (交付金の経理)

- 第18 事業実施主体は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
  - 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に 規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管し なければならない。

## (交付金調書)

第19 事業実施主体(地方公共団体に限る。)は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算 書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別紙様式 第9号による交付金調書を作成しておかなければならない。 この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

## 別表(第2、第9関係)

7013人 (3172人 3	2.00			
			重 要	な変更
区 分	経費	交 付 率	経費の配分	事業の内容
			の変更	の変更
畜産バイオマ				
ス地産地消緊				
急対策事業				
	実施要綱に基づいて行う事業に要す	1/2 以内		1 事業の新設
	る経費			又は廃止
				2 事業実施場
				所の変更
				3 事業の内容
				に重要な影響
				を及ぼす設備
				の変更(能力
				に関する変更
				を含む)

## 別記様式第1号(第3関係)

令和〇年度 畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金交付申請書

番 号 年 月 日

○○○農政局長 殿

(北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

> 所 在 地 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金交付要綱第3の規定に基づき、 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

			負 担	区分		
区	分	交付対象事業費	交付金	その他	備	考
		(A+B)	(A)	(B)		
		円	円	円		
合	計					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

# 5 収支予算

# (1)収入の部

	F	/\		24 F F F 7 M HE	比 較	増 減	/++ <del> -</del> /
	区 分		本年度予算額	前年度予算額	増	減	備考
1 2	国庫補その他		円	円	円	円	
	合	計					

## (2)支出の部

			比較	増 減	
区分	本年度予算額	前年度予算額	増	減	備考
	円	円	円	円	
合 計					

## 6 添付書類

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所在地 商号又は名称 代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなって も、異議は一切申立てません。

- (注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- (注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3)「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

#### 別記様式第3号(第8関係)

令和○年度畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金変更等承認申請書

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

> 所 在 地 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印

○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
  - この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、 交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業 の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、 変更前を括弧書で上段に記載すること。

また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金変更承認申請書」を「畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金交付要綱第7の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」 を「中止(廃止)申請書」と、「変更」を「中止(廃止)」と置き換えること。

### 別記様式第4号(第11関係)

○○年度第○四半期畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金概算払請求書

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

・ 北海道にあっては 北海道農政事務所長 沖縄県にあっては

内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 〇〇農政局〇〇〇〇 殿

東北、関東、九州農政局にあっては 官署支出官 ○○農政局総務部長

北陸、東海、近畿、中国四国農政局にあっては 官署支出官 ○○農政局総務管理官

北海道にあっては

官署支出官 北海道農政事務所総務管理官 沖縄県にあっては

、 官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長

所 在 地 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印

○○年○○月○○日付け○○第○○号で交付金の交付決定の通知のあったこの 事業について、畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金交付要綱第11の規定 に基づき、下記により金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

記

○年○月○日現在

	交付対			B) 上領額		C) 請求額	(A)-	-((B)+(C)) 残額	<b>東</b> 紫空	
区分	象事業費	(A) 交付金	金額	出来高	金額	○月○ 日迄予 定出来 高	金額	○月○日迄 予定出来高	事業完 了予定 年月日	備考
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 交付金事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
  - 2 交付金事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

## 別記様式第5号(第12関係)

○○年度畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金遂行状況報告書

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

> 所 在 地 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印

○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定通知のあった事業について、畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金交付要綱第 12 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

			ļ¤ļī.	事業の遺	遂 行 状	沈況		
区 分		交付対象 事業費	○年○月 了し	○日までに完 したもの	○年○月 施っ	○日以降に実 けるもの	備	考
		ず未貞	事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日		
		円	円	%	円			

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額(事業の実施に伴い支払が 見込まれる額)を記載すること。

## 別記様式第6号(第13第1項関係)

令和○○年度 畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金実績報告書

番 뭉 年 月 H

○○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

> 所 在 地 団体名 代表者の役職及び氏名

印

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業に ついて、交付決定通知の内容に従い実施したので、畜産バイオマス地産地消緊急対策事 業交付金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金○○○円の交付 を請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

		交付対象事業費	負 担	区 分		
区	分	(A+B)	交付金	その他	備	考
			(A)			
				(B)		
		円	円	円		
0000						
合	計					

- 使)備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税 額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記 入すること。
- 4 事業の完了年月日

令和○○年○○月○○日

## 5 収支精算

## (1)収入の部

				比 較	増 減	
	区 分	本年度精算額	本年度予算額	増	減	備考
		円	田	円	円	
1	国庫補助金					
2	その他					
	合 計					

## (2)支出の部

<u>-/2 3 FI 1 FI</u>					
			比較	増 減	
区 分	本年度精算額	本年度予算額	増	減	備考
	円	円	円	円	
合 計					

## 6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写し<u>※15</u>を添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。 (経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

## 別記様式第7号(第13第3項関係)

## 令和〇〇年度 畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金 の消費税仕入控除税額報告書

番 号 年 月 日

٦

○○○農政局長 殿 北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

> 所 在 地 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金について、畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第 15 条の交付金の額の確定額 (令和○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)
  2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
  3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
  4 交付金返還相当額 (3-2) 金 円
  - (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 「
  - (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
  - なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
  - ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等その他の売上高を確認できる資料
  - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日におけ る資本金又は出資金の金額が証明できる書類その他の免税事業者であることを確認できる資料
  - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し (税務署の収受印等のあるもの)
  - ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認で きる資料

## 別記様式第8号(第18関係)

## 財 産 管 理 台 帳

市町村(事業主体)名

地区	 C名		地区	事業実施	 恒年度	令和	年度	農林水産	省所管交	付金名							
事	事	業	Ø)	内 容	3	エ	期	経	費	0	配 分	ì	処分	制限期間	処分(	D状況	
業																	摘
区			工種構造	施工箇所		着工	竣工		負	担	区	分	耐用	処分制限	承 認	処分の	要
分	事業種目	事業主体	施設区分	又は	事業量	年月日	年月日	総事業費	国庫交	都道府	市町	その他	年数	年月日	年月日	内 容	
				設置場所					付金	県費	村費						
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

## 別記様式第9号(第19関係)

○○年度

農林水産省所管

○○年度畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金調書

	○○午度													
	国			地	<u> </u>	方	公	共	寸		名			
	<u> </u>		Ī	歳 入					歳	出			備	考
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算 現額	うち国庫 交付金相当額	支出 済額	うち国庫 交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫 交付金相当額		
○○事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円		
○○費														
○○費														
その他														
·			^^^	^/////////	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·//////		^^^^	~~~~		~~~~	~~~~~~~~~	^^^	

#### 記載要領

- 1 交付金事業名欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付金事業名欄に特記した経費 に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支 出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。